

平成31年度登米市結婚活動支援事業委託業務 提案仕様書

1 目的

少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の課題に対応するため、結婚に向けた自分磨きセミナーの開催や出会いの場の創出を図るとともに、結婚に関する相談に対応する。

2 業務概要

(1) 業務内容

自分に自信が持てるようになるための自分磨きのセミナー等や、独身の男女が出会えるイベント等の開催を行うとともに、結婚に関する相談や結婚に関する啓発活動を行う。

① 自分磨きセミナーの開催

ア 3回以上開催すること。

イ セミナー1回につき、参加者は概ね10名以上とする。ただし、参加者のうち、男性の3分の2以上が登米市民であることとする。

ウ 対象者が参加しやすいよう、工夫を凝らしたセミナーとすること。

エ セミナー開催時に発生する飲食費等の実費相当分については、参加者から徴収するものとする。

オ 参加者に対し、アンケートによる意識調査を実施すること。調査項目については、セミナーに関する情報入手の方法、満足度、希望するサービス内容、セミナー参加後の意識の変化等とする。

カ 開催するにあたり、様々な方法で市民等へ広く周知すること。なお、市の広報も活用すること。

② 独身の男女の交流イベントの開催

ア 3回以上開催すること。

イ イベント1回につき、参加者は概ね20名以上とする。ただし、参加者のうち、男性の3分の2以上が登米市民であることとする。

ウ 参加者の性別に偏りがないようにすること。

エ 対象者が参加しやすいよう、工夫を凝らしたイベントとすること。

オ イベント開催時に発生する飲食費等の実費相当分については、参加者から徴収するものとする。

ただし、条件付きで実費相当分を軽減する措置をとる場合には、この限りではないため、事前に確認を行うこと。

カ 参加者に対し、アンケートによる意識調査を実施すること。調査項目については、イベントに関する情報入手の方法、満足度、希望するイベント内容、イベント参加後の意識の変化等とする。

キ 開催するにあたり、様々な方法で市民等へ広く周知すること。なお、市の広報も活用すること。

ク カップル成立組については、成立後1カ月以降に追跡調査を行うこと。

③ 企業間交流イベントの開催

- ア 市内の企業団体と連携し、長沼レガッタ及び東北風土マラソンのイベントを活用した企業間の独身男女による混合チームでの参加を調整すること。
- イ 各イベントの申込み及びイベント参加費の負担については受託者において行うものとする。
- ウ 受託者は参加者との連絡調整を行い、長沼レガッタについては事前練習の日程調整も行うこと。
- エ 長沼レガッタの参加は男女混合チームとし、参加者は概ね20名以上とする。
- オ 東北風土マラソンの参加は男女混合チームとし、参加者は概ね16名以上とする。
- カ 企業間交流イベントについては、企業への参加募集からイベント当日までの連絡調整及びイベント当日の参加者へのサポートを業務内容とする。

④ 結婚相談及び啓発活動の実施

- ア 相談は随時受付による対応とし、場合によっては、相談希望者宅等へ訪問しての相談対応を行うこと。
- イ 登米市内に居住し、結婚を希望する本人またはその家族に対して、結婚の在り方についての助言・相談を行うこと。
- ウ 広く市民に対して、結婚に関する啓発活動を行うこと。
- エ 相談に対応するにあたり、様々な方法で市民等へ広く周知すること。なお、市の広報も活用すること。

(2) 業務期間

契約締結の日から平成32年3月31日とする。

(3) 業務実施方法

市と受託者との委託契約とする。

(4) 業務委託上限額 2,688,330 円 (税込)

3 整備が必要な書類及び帳簿等

- (1) 受託者は、業務に係る帳簿等を業務終了後5年間保存するものとする。
- (2) 受託者は、市からの求めがあった場合は、帳簿等を提出しなければならない。

4 報告書

(1) 業務報告書の提出

受託者は、セミナー、イベント、結婚相談及び啓発活動業務が終了したごとに、別紙1「業務報告書」を作成し、市に提出するものとする。なお、セミナーやイベントの報告書提出の際は、実施したアンケート集計結果や写真データも併せて提出する。

カップル成立組の追跡調査結果は、当該イベント実施後2カ月以内に提出するものとする。

また、カップル成立組から結婚の報告があった場合は、速やかに市に報告を行う。(過去のイベント参加者を含む。)

(2) 完了報告書の提出

受託者は、業務が全て完了した際は、その日から起算して10日以内又は平成31年3月末日のいずれか早い日までに別紙2「完了報告書」を市に提出するものとする。

5 業務実施の条件

(1) 受託者の義務

受託者は、業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うものとする。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 業務指示

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、市と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4) 実施状況

市は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、又は受託者に報告を求めることができる。

(5) 疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市と協議し、その指示に従うものとする。

(6) 秘密保持

受託者が業務上知り得た情報等を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならないものとする。また、知り得た情報は、本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(7) 責任

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。また、速やかに市へ連絡すること。